

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について（議案第 37 号）

職員課

1 改正の理由

国等の状況及び本市職員による作業状況を考慮し、道路上作業手当を新設するため、所要の改正を行う。

2 内容

交通を遮断することなく行う道路上の作業に従事した職員に対して、次のとおり手当を支給する。

種 類	支 給 対 象	支 給 額
道路上作業手当	交通を遮断することなく行う道路の維持、修繕等の作業に従事した職員	日額 300円

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日